

物品購入（燃料類の単価契約（飯山地区））
仕様書

北信森林管理署

仕 様 書

1 燃料種別及び購入予定数量及び規格

揮発油（無鉛） 6, 000リットル

配達灯油（白） 1, 200リットル

日本産業規格

なお、予定数量は見込数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

2 契約条件

(1) 物品売買契約書（案）のとおり。

(2) 北信森林管理署より半径2km以内に直営による給油所を有してしること。

(3) 給油方法は必ず給油所スタッフが行うこと。

3 給油カードの発行

受注者は発注者に対し、店頭での給油用として、以下の要件を満たす磁気カード又は電子カード（以下、「給油カード」という。）を発行すること。

(1) 入会金及び年会費等の発行及び利用に係る費用が不要であること。

(2) クレジット機能を有しないこと。

(3) 給油カードの発行に係る手数料等の費用については受注者の負担とする。

4 納入方法

発注者が店頭で給油を依頼する場合は、給油カードを用いて発注するものとし、受注者は、給油完了後、甲に対し給油伝票（納品書）を発行すること。

5 契約方法

各燃料種の1リットル当たりの契約単価及び調整額を締結し、購入予定数量について売買を行う単価契約である。

契約単価は、給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査の長野県内の該当する燃料種価格（変動）に調整額（固定）を加えた金額とするため、給油月毎に変動する（以下、変動後の単価を「給油単価」という。）。

契約単価及び給油単価の算出方法は、次のとおりとする。ただし、小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位以下を切捨とする。

(1) 契約単価

a + 調整額

a : 仕様書別紙 1 に記載の令和 8 年 2 月 25 日に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の各燃料種価格 (円/ℓ (消費税込))
調整額 : 入札書に記載した契約単価から a を差し引いた金額

(2) 給油単価

b + 調整額

b : 給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の該当する各燃料種価格 (円/ℓ (消費税込))

6 請求代金計算

納入数量の集計は原則月末締めとし、燃料種別毎の集計数量に給油単価を乗じる。請求は、契約条項第 8 条により行う。